

2026年7月1日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人東洋英和女学院
法 人 代 表 者	理事長 増渕 稔
担 当 部 署	東洋英和女学院大学 大学改革推進課
お 問 合 せ 先	045-922-4562

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守※」	1-1	「遵守※」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

3. 遵守状況の確認フロー図

担当部門：遵守状況の点検及び報告書の作成
理事会：遵守状況の点検結果を承認
評議員会：遵守状況の点検結果を報告
日本私立大学連盟：所定の様式により報告
ステークホルダー：大学ホームページにより公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守※」
	一部もしくはすべての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則の考え方から総合的に判断し、遵守していると判断する。